令和4年第1回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年1月26日 13時30分~14時20分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第1回海老名市農業委員会定例総会

令和4年1月26日「令和4年第1回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会 室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

 1番 深澤 伸治
 2番 宮臺 功
 3番 清水 澄雄
 4番 松島 淳一

 5番 鈴木 守
 6番 小島 富士男 7番 波多野 寛
 8番 市川 和美

 9番 竹内 章人
 10番 新戸 和夫 11番 守屋 福夫
 13番 二見 務

 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一 19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」 審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について (報告)
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。 (開会の時間: 午後1時30分)

【議 長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名さ

せていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議なしということでございますので、9番委員、10番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4.報告事項の(1)活動状況 について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、を 事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議 長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいた します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室 させてください。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】それでは、再開いたします。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項、日程第1、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 申請地は、上郷字■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、
 ■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、横浜市緑区十日市場町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 、譲渡人は、上郷■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真につきまして

は、資料1でございます。

【議

長】

先日、譲受人の■■さんが来られて、家庭内贈与で贈与したいというようなお話がありました。そのときに確認したのは、今後どうしていくのかということで話しましたところ、農地として保全をしていきたいというような個人の話がありましたので、この件については問題がないかと思います。

地区委員の意見については、私のほうから説明させていただきます。

それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

- ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■さん、奥様の■■さ 主 査】 ん、長男の■さんの3名が農業従事者だそうです。経営主は、令和4年の 農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してです が、■さんの農業経験年数は18年、農業従事日数は100日、妻の■■ さんの農業経験年数は18年、農業従事日数は50日、■さんの農業経験 年数は11年、農業従事日数は40日だそうです。■■さんの世帯の現在 の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、 合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。 機械は、耕運機1台等を所有しております。また、取決めに従い、支障が 出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力 の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほ か、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第 2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しては、特に問題 ないと思われます。
- 【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。
- 【7番委員】 昨日、申請地の田んぼを確認しました。田んぼとしてよく管理されて おり、問題はないと思われます。
- 【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでしたら、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきま

す。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第2号 農地法第5条の規定に よる許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

- 【議 長】 地区委員が欠席ですので、続けて事務局から詳細説明をお願いいたします。
- 【主 査】 こちらは、二宮町に会社を構えます■■■■株式会社が、申請地の隣地にあります自己所有地の山林の一部を使いまして、所有している車両の駐車場をつくるため、進入路として使う海老名市道が一部狭いことから、道路幅員を確保する形で道路の転用申請ということになります。県央近辺の現場も多く、綾瀬や海老名のインターも近く、利便性も高いということで、車両置場をつくる計画でございますが、車両置場への進入する海老名市道が一部狭いと先ほど説明させていただいたのですが、その拡幅が必要とする部分の所有者との合意が形成できたということから、今回申請がされました。また、本案件は、道路についての申請でして、車両置場の転用申請ではございません。車両置場、いわゆる駐車場として使用する土地については、地目は山林になっておりますので、転用の許可申請は不要となります。また、開発やまちづくり条例の協議も必要ございません。

続いて、資料2-1の左下の農地区分をご覧ください。こちら、今回の

申請地ですが、農地の立地基準は、2種農地になります。これは、10~ クタール未満の農地の広がりの中にある農地で、市街化区域より500メ ートル以内にある場所に位置していることから、2種農地として判断がで きます。今回はその太枠の部分が申請地ということになります。

続きまして、資料2-2の差替部分のほうを見ていただければと思うのですが、そちらの土地利用計画図をご覧ください。農地転用申請と書かれてある部分が申請地ということになります。図は、上側が北を指しております。北側の道路より進入しまして、申請地の先の車両置場に行く手前部分の幅員を海老名市道と合わせて6メートル確保し、交互通行でき、また、転回部分についてもバックで車両置場へ進入するため必要であるということから、資料のとおり計画されております。申請地につきましては、東側の農地との境界部分にはL型溝と集水ますを設置しまして、砂利敷きとし、さらに土留めの鋼板も設置いたします。ただし、東側が農地なのですが、そちらへの進入ができなくなってしまうというところで、転回スペースの一部分だけ鋼板は設置しないようにしまして、のり面で隣地の農地へは入れるように配慮しています。

また、今回ご欠席の12番委員からも、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いしますということで意見をいただいております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できませんで、隣地同意の添付もございます。周囲の農地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われます。

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 昨日、申請地を確認してまいりました。今、事務局のほうからご説明がありましたけれども、現在の道路幅2.4メートルを6メートルに拡幅するということです。道路の一部には転回場所といいますか、待機場所を設けるというようなことです。その申請地の道路ですが、少し傾斜がついておりまして、傾斜の高いほうには土留め用の鋼板を打ち込んで土留めをして、L字型の溝切りというのですか、これを設置して、あと、浸透式の集水ますですか、これを10メートル間隔で設けるという計画だそうです。道路面は砂利敷きということになります。したがいまして、土砂の流出な

どの対策が施されておりまして、周囲の畑に影響を与えることはないというふうに考えられます。

【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

【2番委員】 本件の第5条申請の関係ですが、私、資料を見させていただいて、現 地の道路が、ここにも書かれていますけれども、認定外道路であるという こと、それがちょっと異例だなということを感じています。

それと、今回、道路の部分を補助によって譲受けを、いわゆる開発者、

■■■■が受けるということになっておりますが、これをそのままうのみにしてしまいますと、将来、■■■■が独自に、この道路、転用した部分を別の形で個人の主張する可能性は非常に高いというふうに思っておりまして、本来であれば市のほうに帰属をしていただくのが一番いいのかなとというふうに私は感じているんですが、ただ、それができない場合であっても、最終的に登記をする際に、ここに図面に書かれているように、公衆用道路という位置づけで明確にして許可を出して、それでもって登記をしてもらうということまで確認しておきませんと、これを不法に濫用されるおそれがある、既にここの図面には書かれていますように、奥のほうに車両置場をこの開発者はつくられるというふうなこともありますから、その個人に、■■■■さんに占用されることがないように、そのことを市として、また、農業委員会としてもそれを担保するような確認が取れるようにしておいたほうがいいかなということで、そういうふうなことを含めて事務局のほうにお願いしておきたいと思います。

【議 長】 事務局から。

【主 査】 道路担当課にも確認したところなのですが、排水設備もなく、アスファルト舗装もされていないものをいただくのはなかなか難しいというふうな話をしておりまして、今回の申請につきましても、道路という形で申請いただいております。神奈川県に確認しましたところ、道路という転用目的もあるので、特段問題ないという形で確認は取っておりますので、許可も道路という形で許可証のほうは発行されると思われます。なので、登記に関しても、そちらの許可証を使って登記をされるとなると、恐らく道路とか公衆用道路とかという形の登記の地目になろうかと思われます。

【議 長】 2番委員、いかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、そのほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書8ページから11ページ、日程第3、議案第3号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

本議案の計画案の数は14でございます。このうち、借り手が $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ \blacksquare の計画案は受付番号1から6、 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ の計画案は7から10、貸し手が $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ の計画案は12から13となっております。

お諮りいたします。本議案の審議方法ですが、貸し手、または借り手が同一案件については、継続、新規を問わず一括説明、一括質疑、意見、一括採決としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議 長】 異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。 それでは、受付番号1から6について、事務局から一括して提案説明を お願いいたします。
- 【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程します。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。今回は、先ほどお諮りいただいたとおり、一括説明にて継続の計画の詳細につきましては議案書のとおり、新規案件

のみ詳細説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

受付番号1、借り手は、杉久保北■■■■■、株式会社■■■■■
■、代表取締役■■■■、貸し手は、杉久保北■■■■■■、■■
■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■、現況地目、田、■■
平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農用地区域内、2件、農業振興地域内、2件の継続の計画となります。

続きまして、以降、受付番号2から受付番号4までは継続の案件となりますので、詳細は議案書のとおりでございます。

受付番号 5、同じく借り手は株式会社■■■■■■、代表取締役■■■、貸し手は、中河内■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■■、現況地目、畑、■■■平です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、1件の新規の計画となります。

この案件につきまして、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。

以上、この案件につきましても、1月12日に事務局で現地確認をいた しましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。

また、受付番号5及び受付番号6の借り手は認定農業者で、農家と農用 地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上、受付番号1から受付番号6について、一括で説明いたしました。

【議 長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1から6について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号7から10について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号7、受付番号9と10につきましては、継続の案件ですので、詳細は議案書のとおりです。

以上、この案件につきましても、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上、受付番号7から受付番号10について、一括で説明いたしました。

【議 長】 それでは、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7から10について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号11について、事務局から提案説明をお願いいた します。

以上、この案件につきましても、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11について、採 決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号12から13について、事務局から一括して提案 説明をお願いいたします。 【主幹兼係長】 受付番号12、借り手は、上郷■■■■■■■■■■■■■■■■、貸し借りする農地 手は、大和市つきみ野■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地 は、上郷字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、■筆、貸し借 りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、 令和4年2月1日から令和6年12月31日までの3年間です。農業振興 地域内、1件の新規の計画となります。

続きまして、受付番号13、借り手は、上郷■■■■■■■■■、■■、■■、貸し手は、同じく■■■■、貸し借りする農地は、上郷字■■■■■、現況地目、田、■■平米、■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、1件の新規の計画となります。

以上、受付番号12、13について、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手はいずれも農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上、受付番号12と13について、一括で説明いたしました。

【議長】それでは、一括して、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号12から13について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号14ですが、19番委員が農業委員会等に関する 法律第31条議事参与の制限に該当するので、審議終了まで退席をお願い いたします。 暫時休憩といたします。

(休 憩)

(19番委員退席)

【議長】それでは、再開いたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号14、借り手は、藤沢市遠藤■■■■■、■■■、借り手は藤沢の農家で、藤沢市の農業委員会事務局に確認したところ、藤沢市である程度の大きな面積で営農しており、耕作状況も特に問題はないというふうに確認を取りました。貸し手は、本郷■■■■■、■■■■、 賃し借りする農地は、本郷字■■■■■ 現況地目、畑、■■■ 平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和8年12月31日までの5年間です。農業振興地域内、7件の新規の計画となります。

以上、この案件につきましても、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号14について、採 決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。 暫時休憩といたします。

(休 憩)

(19番委員着席)

【議長】それでは、再開いたします。

次に、議案書12ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用について(報告)を案件といたします。

受付番号13について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための 農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名 で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理してお ります。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものである かどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確 認いたします。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用して いただくようにしておりますが、申請時期と工期の関係から、本総会での 確認後では工事の進捗に影響が出るため、会長及び地区担当委員に事前に ご確認いただいた上で、問題ないものと判断し、専決処分で今回受理した ことを報告いたします。

本件については、既に工事の機械置場として使用しておりますので、報告させていただきます。

受付番号13、申請地は、杉久保北■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■平米、■筆です。土地所有者は、杉久保北■■■■■■、■■■■、土地の使用者は、上今泉■■■■■■■■■■■、株式会社■■、代表取締役■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、公共下水道39分区枝線工事(その2)、目的は、工事機械置場として使用したいとのことです。使用期間は、令和4年1月6日から令和4年2月28日までです。本件については、既に工事機械置場として使用しておりますので、報告とさせていただきます。

【議 長】 地区委員が欠席ですので、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 こちらなのですけれども、下水道の工事ということでございまして、工事期間が決まっているということで、早めに使いたいということで ございました。それで、いたし方なしということで、工事に関わる機械の 置き場所として緊急でそちらのほう、早めに使いたいという依頼を受けま したので、申し受けた次第です。こちらのほうは、所有者も了解しており ますので、特に問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一時使用の報告については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページから14ページ、(2) 農地転用届出による専 決処分についてを案件といたします。

13ページの農地法第4条の受付番号42、43、14ページの農地法 第5条の受付番号59から63、合わせて7件について、事務局から一括 して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、 原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています が、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合 には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法 第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書13ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号42と43の2件で、田、0平米、畑、991平米、合計、991平米です。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号59から63までの5件で、田、262平米、畑、768平米、合計、1,030平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。 次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょう か。

(「なし」の声あり)

【議 長】 事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了とさせていただきます。 長時間、ありがとうございました。